

歯科医療承継対策

歯科会計の橋本会計
公認会計士・税理士 橋本 守

世間一般では、団塊の世代の大量退職時代を迎え、「2007年問題」として脚光を浴びています。歯科医師の方々についても、数年後には大量の廃業の時期が到来するものと考えられます。一方で、新規開業の数は衰えることなく、年間2,500件の水準を維持しています。このような両者の状況のもとで、地域医療としての歯科治療の継続とご自身の財産を承継していくことを検討することが歯科医療承継対策です。

1 医療基盤の承継を どうするか

歯科について後継者がいる場合には個人事業であれ、医療法人であれ、歯科の医療基盤は後継者に引き継がれていきます。

しかし、後継者がいない場合には、個人事業の場合には廃業となり、地域医療として長年培ってきた歯科医療基盤はその他の第三者に自然に引き継がれていきます。また、医療法人の場合には、第三者の理事長が就任することにより医療法人が継続可能となり、引き継がれていきます。

この場合でも、医療法人は実質的に第三者に売却したと同様の結果となるので、医療基盤が親族外に引き継がれる結果となります。

このような医療基盤を資産価値的に承継するためには、生前に第三者に売却しない限り後継者がいない状況では承継はできないことになります。

2 相続対策の具体策

歯科医師の資産承継対策としての相続対策は、その財産構成の特徴を考慮しながら進めることが重要です。

(1) 歯科医師の財産構成の特徴

歯科医師の財産構成の特徴は第一に、財産総額が通常よりも大きいということです。このことは、生前の毎年の高額所得によるところです。

第二に、財産構成のうちに占める、金融資産（預金、有価証券等）の割合が高いということです。このことも、歯科医師の財産形成のものは毎年の診療収入が源泉となっているもので、土地等の資産の値上がりによる財産形成ではないということです。

第三に、ご自身の財産から親族（配偶者、お子様）への生前の資産移転が進んでいるということです。このことも毎年の金融資産の蓄積を前提として、生前から贈与等の手続きにより親

族名義の預金等へご自身の預金に移転しているということです。

(2) 配偶者、後継者への生前の資産移転対策

歯科医師の財産構成の特徴を前提とすると、通常であれば財産は年毎に増加していきますから、相続対策の観点からは生前に親族に財産移転することが将来の相続税対策になります。

この場合に、生前移転による贈与税等の負担が少なければ、より効果的な相続対策になります。

① 配偶者への居住用財産贈与（2,000万円限度）

婚姻期間が20年以上の配偶者に住宅取得の金銭や自宅を贈与した場合には、その金額が2,000万円までについては贈与税が非課税になります。

配偶者への贈与としては一番金額が大きい制度なので、適用がある場合には是非ご活用ください。

② お子様への相続時精算課税贈与（2,500万円限度）

ご自身（65歳以上）からお子様（20歳以上）への贈与について、相続時のその財産を精算する方法によると2,500万円までは支払い時の贈与税がかかりません。お子様の開業資金援助には最適の制度です。

また、お子様が自宅を購入する資金として活用する場合には、2,500万円に加えて1,000万円、合計3,500万円の適用となります。

③ 年間の贈与（年間110万円限度）

年間の贈与枠を活用しての現金等の移転をしている方が多くいらっしゃいます。この非課税枠の活用のポイントは長期間にわたって実行することにより、ある程度の金額を生前に非課税（贈与税無）で移転できることにあります。毎年の贈与時には問題となることはほとんどありませんが、ご本人に相続が発生した場合に、贈与した現金等が正規にお子様達に現金として認められるかということが一番の問題です。その場合のポイントは以下のとおりです。

- a. 現金等の贈与が適正になされていること（贈与契約、現金移転、場合によっては贈与税の申告）
- b. 贈与された現金がお子様の管理下に置かれていること（預金通帳の名義、印鑑がお子様の名義でその所有がお子様になっていること）
- c. さらに加えて、その預金通帳の入出金がお子様よりなされていること（実質的にお子様の所有となっていることを裏付けることになります）

③ 土地対策

日本の資産家の財産構成のうち一番の比率を占めるのは土地です（約6

割）。よって、土地対策の相続対策が上手くいくと、全体の相続税の軽減となります。このことは歯科医師にとっても同様です。

歯科医師の場合の土地対策のポイントは、事業関係の土地について評価減が上手く適用できるかということです。

各種の評価減がありますが、中でも小規模宅地の評価減を最大限適用できるようにすることが有利です。

その適用の前提としては、土地・建物の名義をできる限り本人名義にしておくことです。

④ 医療法人出資金対策

医療法人化している場合には、医療法人の出資金が相続財産となります。医療法人の出資金は配当がありませんし、出資金の金額が医療法人の意思決定の場合の議決権数にもなりませんので、第三者にとっての価値は見出せませんが、相続税の計算上は一般の会社と同様の評価となっています。

るため、かなり高額な評価となります。

よって、生前から医療法人の出資持分が高くないように事前対策をすることが重要です。

3

相続について 税制のゆくえ

平成20年の税制改正案（与党税制改正大綱）により、来年度から事業承継税制について大幅な見直しをすることがうたわれました。特に、中小企業の事業承継の障害となっている自社の承継について、大幅な税制上の見直しが予定されています。

この税制改正について医療法人の出資金も同様の手当がなされると、後継者がいる医療法人の出資金についての相続対策については、ほぼ解決することが考えられます。

この点については、来年の税制改正に注目してください。

